

九度山町イメージキャラクター着ぐるみ使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、九度山町が権利を保有するイメージキャラクター広報担当宣伝部長「ゆきむらさま」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ使用申込書（様式第1号）を、町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 町長は、前条の規定による申込があった場合は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないときは、着ぐるみの使用を許可するものとする。

- (1) 九度山町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、町長が着ぐるみの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の許可は、使用許可書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 着ぐるみを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 許可を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 荒天時に屋外で使用しないこと。

(使用の許可の取消)

第6条 着ぐるみの使用許可を受けた使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その使用の許可を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

2 前項の許可の取り消しは、使用許可取消書（様式第3号）をもって行う。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長及び九度山町はその責めを負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。